

# 第75回定時株主総会

## 電子提供措置事項（交付書面非記載事項）

### 【事業報告】

企業集団の現況

- ・ 主要な事業内容
- ・ 主要な営業所及び工場
- ・ 使用人の状況
- ・ 主要な借入先の状況
- ・ その他企業集団の現況に関する重要な事項

会社の現況

- ・ 新株予約権等の状況
- ・ 責任限定契約の内容の概要
- ・ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- ・ 社外役員の兼任状況及び主な活動状況等
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ・ 会社の支配に関する基本方針
- ・ 剰余金の配当等の決定に関する方針

### 【連結計算書類】

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

### 【計算書類】

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

オイレスネットワーク

（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

## オイレス工業株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）には記載しておりません。

## 【事業報告】

### 企業集団の現況

#### 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

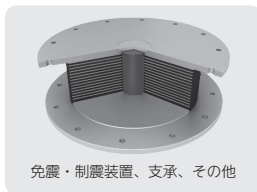
要滑部機材（オイルレスベアリング）、各種機械部品及び建築用・土木構造物用機材の製造、販売並びに建築工事及び土木構造物工事の設計施工ですが、取扱製品を大別すると、次のとおりであります。

#### <軸受機器>



オイルレスベアリング、その他

#### <構造機器>



免震・制震装置、支承、その他

#### <建築機器>



ウィンドウオペレーター、環境機器、住宅用機器、その他

#### 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

##### ① 当社

■本店・藤沢本社 神奈川県藤沢市桐原町8番地



#### 営業所

東京営業所	東京都品川区／ 神奈川県藤沢市	浜松営業所	静岡県浜松市
大阪営業所	大阪府大阪市	豊田営業所	愛知県豊田市
名古屋営業所	愛知県名古屋市	広島営業所	広島県広島市
札幌駐在所	北海道札幌市	九州営業所	福岡県福岡市
宇都宮営業所	栃木県宇都宮市	ソウル支店	大韓民国ソウル市

#### 工場

藤沢事業場	神奈川県藤沢市	滋賀工場	滋賀県栗東市
足利事業場	栃木県足利市	大分工場	大分県中津市

② 子会社

会 社 名	区 分	所 在 地
オイレスECO株式会社	本 社	東京都品川区
	支店・営業所	東京都品川区、大阪府大阪市、愛知県名古屋 市、北海道札幌市、宮城県仙台市、埼玉 県さいたま市、長野県松本市、石川県金沢 市、広島県広島市、福岡県福岡市
	工 場	滋賀県近江八幡市
オイレス西日本販売株式会社	本社・営業所	大阪府大阪市
	営 業 所	兵庫県明石市
オイレス東日本販売株式会社	本社・営業所	東京都港区
	営 業 所	群馬県高崎市、茨城県水戸市
ユニプラ株式会社	本 社 工 場	埼玉県川越市
	営 業 所	埼玉県川越市、愛知県名古屋
	工 場	埼玉県狭山市
株式会社リコーキハラ	本 社 工 場	新潟県中魚沼郡津南町
	工 場	新潟県小千谷市、新潟県中魚沼郡津南町
ルービィ工業株式会社	本 社 工 場	福島県大沼郡会津美里町
	工 場	新潟県三条市
オーケー工業株式会社	本 社 工 場	滋賀県守山市
株式会社免震エンジニアリング	本 社	東京都品川区
Oiles America Corporation	本社工場・営業所	アメリカ合衆国 ノースカロライナ州
Oiles Deutschland GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国 ヘッセン州
Oiles Czech Manufacturing s.r.o.	本 社 工 場	チェコ共和国 カゲン市
上海自潤軸承有限公司	本 社 工 場	中華人民共和国 上海市
	営 業 所	中華人民共和国 上海市
自潤軸承(蘇州)有限公司	本 社 工 場	中華人民共和国 江蘇省 蘇州市
Oiles (Thailand) Company Limited	本社工場・営業所	タイ王国 ラヨン県
Oiles India Private Limited	本 社 営 業 所	インド共和国 ハリヤナ州
	工 場	インド共和国 ラジャスタン州

(注) 1. 匭依鐻斯貿易(上海)有限公司は、2025年9月30日付で清算いたしました。

2. Oiles Brasil Limitadaは2025年10月15日付で清算いたしました。

## 使用人の状況（2026年3月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前年度末比増減
軸受機器	1,531 (437) 名	11名減 (31名増)
構造機器	155 (35) 名	4名増 (1名増)
建築機器	138 (24) 名	4名増 (2名減)
その他	8 (1) 名	1名減 (1名増)
全社（共通）	233 (38) 名	－ (2名減)
合計	2,065 (535) 名	4名減 (29名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理・研究部門等に所属しているものであります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
833 (322) 名	16名増 (13名増)	44.4歳	17.5年

- (注) 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	1,447
合計	1,447

- (注) 株式会社みずほ銀行からの借入金は、その全額が「株式給付信託（従業員持株会処分型）」によるものであります。

## その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 会社の現況

### 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2026年3月31日現在)  
該当事項はありません。
  
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
  
- ③ その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と各監査等委員である取締役及び各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定並びに当社定款第27条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。

ただし、被保険者がその地位に基づいておこなった背信行為若しくは犯罪行為又は故意による法令違反等に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

社外役員の兼任状況及び主な活動状況等（2026年3月31日現在）

地位・氏名	出席状況	重要な兼職先	発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して おこなった職務の概要等
社外取締役 大村 康二	取締役会100% (18回/18回)	群栄化学工業(株) 社外取締役*	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。取締役会に加え、経営会議等の重要な会議にも出席し、主に会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及び企画部門を通して培われた幅広い知見から、経営全般に関し有用な発言をおこなっております。また、指名委員会委員長及び報酬委員会委員長に就任し、就任以降に開催された各委員会の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の執行役員を含む役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っており、取締役として選任時に期待した以上の役割を果たしております。さらに、特別委員会委員に就任し、委員としての役割も果たしております。
	—		
社外取締役 宮川 理加	取締役会100% (18回/18回)	—	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。取締役会に加え、経営会議等の重要な会議にも出席し、主に会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及び情報システム部門を通して培われた幅広い知見から、経営全般に関し有用な発言をおこなっております。また、指名委員会委員及び報酬委員会委員に就任し、就任以降に開催された各委員会の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の執行役員を含む役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っており、取締役として選任時に期待した以上の役割を果たしております。さらに、特別委員会委員に就任し、委員としての役割も果たしております。
	—		
社外取締役 監査等委員 前田 達宏	取締役会100% (18回/18回)	前田達宏公認 会計士事務所 代表*	当事業年度において開催された取締役会18回の全てに出席しました。経営会議等の重要な会議にも出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査等委員会22回全てに出席し、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等をおこない、中立的な立場から客観的に監査意見を表明するなど、株主の利益ひいては会社の利益を踏まえた公平で公正な経営の意思決定のための行動をしており、監査等委員としての職責を果たしております。特別委員会委員に就任し、委員としての役割も果たしているほか、2025年10月31日まで指名委員会委員及び報酬委員会の委員も務め、就任期間中に開催された各委員会の全てに出席しました。
	監査等委員会 100% (22回/22回)		

地位・氏名	出席状況	重要な兼職先	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して おこなった職務の概要等
社外取締役 監査等委員  榊原 健郎	取締役会100% (18回/18回)  監査等委員会 100% (22回/22回)	榊原健郎税理士 事務所代表* コマニー(株) 社外取締役*	<p>当事業年度において開催された取締役会18回の全てに出席しました。経営会議等の重要な会議等にも出席し、主に会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及び企画部門を通して培われた幅広い知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また、監査等委員会22回全てに出席し、会社の事業・財務・組織等に関する知識や経営課題への認識を深め、適正な監査視点並びに中立的な立場から客観的に監査意見を表明するなど、株主の利益ひいては会社の利益を踏まえた公平で公正な経営の意思決定のための行動をしており、監査等委員としての職責を果たしております。さらに、特別委員会委員に就任し、委員としての役割も果たしております。また、2025年11月1日付で指名委員会及び報酬委員会の委員にも就任しており、就任以降に開催された各委員会の全てに出席しております。</p>

※当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

## 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支払額
(7) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	63百万円
(1) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
3. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意をした理由  
監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなった結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合又は監査の適正性をより高めるためにその必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決定した概要及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

<p><b>【基本的な考え方】</b> 業務の適正を確保するための体制</p>	<p>当企業グループは、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という当社経営理念の下、ベアリングを単なる「軸受」としてではなく「Bear」（耐える、支える、伝える、運ぶ）として大きく捉え、技術によって社会に貢献するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係を築き、企業価値の向上をはかることを目的とする。</p> <p>この目的の実現のため、市場の変化に応じた機動的な経営意思決定、合理的な権限委譲、財務報告が適正かつ有効におこなわれる体制の整備・運用により、健全で透明度の高い適正な経営体制を確保する。その経営体制を維持させるため当社は、取締役会での監督体制の強化に努めるとともに、監査等委員会は、取締役会の諮問機関である任意の指名委員会及び報酬委員会の議論・答申内容等を含め、取締役及び執行役員の選任手続き及び報酬決定手続き等を監督する。</p> <p>なお、当企業グループの子会社は、当社が定める内部統制システムの基本方針を準用する。当社監査等委員会は、内部監査等を通じて、その準用状況を確認する。</p>
---	--

## 1. 【コンプライアンス体制】

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

### 《決定の概要》

- ①当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、当社社是の一つである「Liberty & Law」を基盤とするコンプライアンス経営体制の確立に努める。
- ②当社は、コンプライアンス全体を統括する組織である「コンプライアンス部会」のもとに策定された「オイレスグループ企業行動憲章」、「オイレスグループ企業行動規範」、「グループコンプライアンス規程」及び「オイレスグループコンプライアンス実行の手引き」に従ったコンプライアンスの推進、教育、研修を行い、役員及び従業員は高い倫理観をもって一層公正で透明な企業風土の構築に努める。
- ③当社は、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、内部通報制度を運用する。具体的には、コンプライアンス部会事務局に設置された当企業グループ全体を対象とした社内通報窓口に加え、当企業グループ全従業員のための社外通報窓口（法律事務所）も設置し、通報者の保護を徹底する。また、当社は、内部通報内容を監査等委員会に報告する体制を整備する。
- ④当社は、定例の取締役会により重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督する。また、監査等委員会では取締役会及び執行機能を監督し、当企業グループ内全ての書類等業務に係る一切の証跡の閲覧権限を有する。
- ⑤監査等委員会は、常勤の監査等委員を選任し、執行の監督機能を強化する。
- ⑥当社は、内部監査部による内部監査を通じて、業務が法令、定款及び社内規程等に準拠し適正・妥当に、かつ合理的に行われているかを調査・検証し、その結果を社長に報告する。なお、取締役会の機能発揮を目的に、内部監査部が内部監査結果等について取締役会に対し直接報告する仕組みを整備する。

### 《運用状況の概要》

当社は、当事業年度はコンプライアンス部会を2回開催し、当企業グループにおけるコンプライアンス上の課題の把握とその対応策及び内部通報事案に関する協議などをおこないました。

また、役員及び従業員に対するコンプライアンスの意識向上のため、社内教育、勉強会、研修等を定期的を実施しております。

社内イントラネットにおいては、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度について周知しております。

当社の内部監査部による内部監査は業務の有効性等につき、各部門及び子会社を監査し、監査結果を社長や監査等委員会に報告し、また必要に応じて改善提言をおこなうことでコンプライアンス体制の適正化に努めております。

<p><b>2. 【情報の保存及び管理体制】</b> 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>	<p><b>《決定の概要》</b> 当社は、株主総会、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録、職務権限規程に基づいて各取締役が決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、文書取扱責任者のもとで定められた期間、保存及び管理する。</p> <p><b>《運用状況の概要》</b> 当社は、決裁業務の堅確化や取締役会の実効性を高めるため、職務権限規程や決裁規程に基づく決裁基準の定期的な見直しを実施しております。 また、文書管理規程のほか、情報システム管理規程、個人情報取扱規程、グループ秘密情報管理規程、グループ内部情報管理規程、グループ契約管理規程等を策定し、これら規程に基づき適切に情報を保存及び管理しております。</p>
<p><b>3. 【リスクマネジメント体制】</b> 当社及び当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p>	<p><b>《決定の概要》</b></p> <p>①当社は、当社及び当企業グループのリスクアセスメントを実施し、様々なリスクの大小や発生の可能性を把握し、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にすべく組織的に対応する。</p> <p>②当社取締役会は、内部監査等を通して、当社及び当企業グループ子会社の業務執行に係る重要なリスクへの対応状況をモニタリングする。</p> <p>③当社は、当社及び当企業グループにおけるリスクを全般的に統括する組織としてリスク管理委員会を設置し、担当取締役を置き、「グループリスク管理規程」を定め、当企業グループのリスク管理体制を構築する。</p> <p>④環境及び安全・衛生については当社環境安全衛生室が、品質については、当社品質保証室が専門的立場から内部統制の運用状況をモニタリングする。</p> <p>⑤経理関係においては、当社各部門及び当企業グループによる自立的な管理を基本とし、当社経理部門が当企業グループ全体を計数的に管理する。</p>

	<p><b>《運用状況の概要》</b>  当社及び当企業グループの様々な潜在的なリスクのうち、企業価値の保全に重大な影響を及ぼすリスクを管理することを目的として「グループリスク管理規程」を定めております。「グループリスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置し、当事業年度においては3回開催いたしました。同委員会においては、当企業グループにおけるリスク管理上の課題とその対応策に関する協議及び対応状況のモニタリングをおこなっております。</p>
<p><b>4. 【効率的な職務体制の執行】</b>  当社及び当企業グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制</p>	<p><b>《決定の概要》</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①当社及び当企業グループは、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役及び社長から指名された従業員等が出席する定期的経営会議、あるいは戦略会議などの会議体を適宜開催することにより、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る検討・審議を行い、慎重かつ機動的な意思決定を行うと同時に、重要な経営テーマについて時間をかけて議論する。</li> <li>②当社は、当企業グループの長期ビジョンのもと、グループ目標を定め、その実現に向けた中期経営計画及び年次計画を立案する。当社及び当企業グループの子会社は、その目標及び計画の達成に向け具体的な施策を立案し、実行する。</li> <li>③当社は、経営の機動性を確保するために、執行役員制度を通じて、業務の意思決定及び監督機能と、業務執行機能を分離する。前者の意思決定及び監督機能を担う取締役の任期は、監査等委員でない取締役は1年、監査等委員である取締役は2年とする。</li> </ol> <p><b>《運用状況の概要》</b>  当社は、当事業年度においては取締役会を18回開催いたしました。取締役会に上程する審議事項に係る資料は事前に配付され、出席者が十分準備できるよう配慮しており、取締役会では活発な意見交換がなされております。社外役員は、独立した立場で意見を表明し、社外役員間で連携して取締役の業務執行に関する提言をおこなっております。さらに、当社は執行役員制を敷いており、業務執行に係る権限を執行役員に委譲することにより取締役の職務執行の効率性をはかっております。また、毎年各取締役の自己評価等に基づく取締役会の実効性に関する分析・評価を実施し取締役会の機能向上をはかっております。</p>

## 5. 【グループ管理体制】

当社並びに当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

### 《決定の概要》

- ①当社は、当企業グループ共通の「オイレスグループ企業行動憲章」及び「オイレスグループ企業行動規範」を定め、当企業グループ各社にコンプライアンス推進委員及び実践リーダーを置き、コンプライアンス部会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する。
- ②当社は、「グループ関係会社等管理規程」に基づき、経営企画部が各事業部企画部と連携して、当企業グループ各社から必要な事前協議や報告を受けるなど、適切な経営管理を行う。
- ③当社は、監査等委員会並びに内部監査部が定期的の子会社の監査を実施するとともに、当企業グループの主要な子会社については、当社従業員などが監査役に就任して監査を行い、業務の適正を確保する。
- ④当社は、監査等委員である取締役及び子会社の監査役（もしくは取締役）が参加する「オイレスグループ監査役会」を組織する。
- ⑤子会社の監査役（もしくは取締役）は、オイレスグループ監査役会にて各子会社のコンプライアンスの状況を報告し、必要な対応策を講じることを通じて、当企業グループ一体となってその業務の適正を確保する。
- ⑥監査等委員会は、内部統制部門（当社内部監査部及びその他当企業グループ内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署等、以下同じ）と密接な連携を保持し、内部統制システムの運用状況の報告を受け、必要に応じて調査を求める。
- ⑦内部統制部門は、必要に応じて監査等委員会の監査補助業務を行うものとし、その指揮命令に服するものとする。

### 《運用状況の概要》

当社は、当企業グループにもコンプライアンス推進委員を置き、当該委員を通じてコンプライアンスを統括・推進しております。また当社のコンプライアンス部会にも報告してもらうことで、当企業グループ一体的な活動を推進しております。

当企業グループの経営管理については、「グループ関係会社等管理規程」に従い、また内容に応じて当社の経営会議や取締役会で決裁を得ております。

当社の監査等委員会及び内部監査部は、当企業グループに対して定期的に監査を実施し、また当事業年度において当企業グループ各社の監査役が参加する「オイレスグループ監査役会」を2回開催して、グループ一体となって業務の適正確保に努めております。

6. 【監査等委員会監査体制】

《決定の概要》

【監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項】

当社は、監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会の業務補助のためのスタッフ等を置き、監査等委員会の指揮命令に服するものとする。また、その人事、待遇、処遇については、監査等委員会と協議する。

【前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項】

当社は、監査等委員会補助スタッフ等の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。

【取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制】

- ①当企業グループの役員及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があるとき、役員及び従業員による違法又は不正な行為を発見したときは、直接又は社内通報制度等を活用し、直ちに監査等委員又は監査等委員会に報告する。
- ②監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める。
- ③内部監査部長は、監査等委員会にて内部監査の実施状況の報告を行い、必要に応じて調査の指示を受ける。

【当企業グループの取締役・監査役等及び使用人から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告するための体制】

- ①当企業グループの役員及び従業員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ②当企業グループの役員及び従業員は、コンプライアンス違反について、発見次第直ちにコンプライアンス部事務局へ通報することとなっており、当該事務局を通じて監査等委員会に報告する。
- ③当社は、通報した当企業グループの役員及び従業員に対し、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者の保護をはかるとともに、当企業グループの役員及び従業員に周知徹底する。

**〔その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制〕**

- ①当社及び当企業グループは、当企業グループ各部門の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- ②当社社長は、相互の意思疎通をはかるため、監査等委員会と定期的な意見交換会を開催する。また、会計監査人についても定期的な意見交換会を開催する。
- ③監査等委員会は、監査等委員会監査を実効的に行うために、会計監査人からは会計監査内容について説明を、また、内部監査部から定期的に内部監査の報告を受けるなど、必要な情報交換を行うことにより、密接な連携を確保する。
- ④当社は、監査等委員会がその職務について、当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**《運用状況の概要》**

当社は、監査等委員会からの求めに応じて、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する者として、兼任の監査等委員会補助スタッフ1名を配置しております。

監査等委員は、当事業年度においては監査等委員会を22回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議あるいは決議をおこなっております。

監査等委員会及び監査等委員についても、会計監査人から会計監査内容の説明、内部監査部から内部監査の報告、関係会社の監査役の監査報告を受けるなど、必要な情報交換をおこなうことで連携を確保しています。

また、監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するべく経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び当企業グループの取締役又は従業員にその説明を求めています。また、代表取締役社長と定期的に開催する監査等委員会及び会計監査人との意見交換会をとおして、相互の意思疎通をはかっております。

**反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

- ①当企業グループの企業行動憲章において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体と一切関係を持たず、断固として対決する。
- ②当企業グループの役員及び従業員に対し、コンプライアンス実行の手引きを配付し、反社会的勢力等との関係排除を含めたオイレスグループ企業行動憲章の周知徹底をはかる。なお、警察及び特殊暴力防止対策協議会等の関係当局との連携をはかり、企業防衛に関する必要な情報収集を行う。
- ③当企業グループは、反社会的勢力及び団体と断固として対決する役員及び従業員を最大限擁護する。

## 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社取締役会は、特定の者による当社株式等の大規模買付行為（以下「大規模買付行為」といいます。）があったとしても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、また、大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されるべきことと考えております。

しかしながら、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為をおこなう者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### ② 不適切な支配防止のための取り組み及び取締役会の判断

#### 1) 企業価値向上策

当社は、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という経営理念のもと、独創的な研究開発によって摩擦・摩耗・潤滑のトライボロジーと振動制御のダンピングのコア技術を極め、これをグローバルに展開し、それにより社会に貢献することを今日の経営の基本としております。さらに、経営理念や持続的な企業価値向上の実現に向け、当企業グループでは、このたび“2030年のありたい姿”として新たに以下の長期ビジョン「OILES 2030 VISION」を策定いたしました。この長期ビジョンに基づき、2030年のありたい姿に向かう3年間として2024年度を起点とする新たな“中期経営計画2024-2026”を策定し、年次経営計画と連動させ、グローバル市場でのオイルスブランドの確立に向け、取り組んでおります。

#### 長期ビジョン OILES 2030 VISION

『サステナブルな社会の実現を、

摩擦・摩耗・振動の技術  $+X$  で貢献する』

コア技術であるトライボロジー&ダンピング  
(摩擦・摩耗・振動)技術でさらなる企業価値向上

『新技術・新規事業創出』と『基盤強化』

#### OILES 2030 VISION 経営目標

- 営業利益率15%以上
- ROE10%以上

サステナブルな社会の実現に貢献し  
持続的成長と企業価値向上を目指す

## 2) 当社株式の大規模買付行為への対応方針

当社は、2006年6月29日開催の第55回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、事前警告型の当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入いたしました（本事業報告において、2024年6月27日開催の当社第73回定時株主総会の決議による変更を含み、以下「本方針」といいます。）。本方針は、大規模買付行為をおこなう者（以下「大規模買付者」といいます。）があらかじめ当社が定めた大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置（具体的には、新株予約権の無償割当）を発動し、大規模買付行為に対抗することができるというものです。なお、対抗措置の発動に際しては、株主総会の決議を経ることを原則としております。

## 3) 上記の取り組みが、会社の支配に関する基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

上記1)の取り組みは企業価値の向上のための基本的な施策であることから、また、上記2)の取り組みは、以下の理由から、いずれも上記①の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- a) 本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）及び経済産業省に設置された公正な買収の在り方に関する研究会が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足しており、高度の合理性を有するものです。

また、本方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収への対応方針に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

- b) 本方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し又は株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

また、本方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意思によって本方針の廃止も可能であることから、本方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

- c) 本方針は、第73回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効しており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本方針の有効期間中であっても、当社株主総会において本方針を廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

さらに、本方針では、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会が本方針に基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合であっても、当社取締役会が本方針に基づいて対抗措置を発動する際には、株主総会において対抗措置発動の決議を経ることを原則としております。その意味で、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

- d) 本方針における対抗措置の発動は、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本方針の透明な運用を担保するための手続も確保されております。

- e) 本方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって、いつでも廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。また、当

社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、また、監査等委員である取締役の任期は2年ですが期差任期制を採用していないため、スローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交代を一度におこなうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、通期における業績と今後の業績予想を踏まえ、将来の経営基盤強化のための投資と株主の皆様への利益還元等を考慮しつつ、安定的かつ継続的な配当を基本とし連結配当性向40%以上を目指してまいります。また、自己株式の取得についても、中長期的な成長のための内部留保を総合的に勘案し、市場動向を踏まえ、機動的な対応を検討してまいります。

なお、当社は株主の皆様への利益還元の機会を充実させる目的で、剰余金の配当を期末の他に中間の年2回実施することができるよう定款に定めております。また、中間配当は、取締役会の決議によっておこなうことができる旨を定めております。

---

(注) この事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率につきましては表示単位未満を四捨五入して表示しております。

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,585	9,615	57,672	△7,743	68,128
当期変動額					
剰余金の配当			△2,679		△2,679
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,009		5,009
自己株式の取得				△2,462	△2,462
自己株式の処分		101		1,930	2,031
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		14			14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-			-
当期変動額合計	-	116	2,330	△532	1,913
当期末残高	8,585	9,731	60,002	△8,276	70,042

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,195	5,505	△646	8,054	661	76,844
当期変動額						
剰余金の配当						△2,679
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,009
自己株式の取得						△2,462
自己株式の処分						2,031
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	670	575	750	1,995	△137	1,857
当期変動額合計	670	575	750	1,995	△137	3,771
当期末残高	3,865	6,080	104	10,050	523	80,616

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は15社であり以下のとおりです。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました函依錫斯貿易（上海）有限公司、Oiles Brasil Limitadaについては清算したため連結の範囲から除いております。

#### 【国内】

オイレスECO株式会社、オイレス西日本販売株式会社、オイレス東日本販売株式会社、ユニプラ株式会社、株式会社リコーキハラ、ルービィ工業株式会社、オーケー工業株式会社、株式会社免震エンジニアリング

#### 【海外】

Oiles America Corporation、Oiles Deutschland GmbH、Oiles Czech Manufacturing s.r.o.、上海自潤軸承有限公司、自潤軸承（蘇州）有限公司、Oiles (Thailand) Company Limited、Oiles India Private Limited

#### (2) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (a) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (b) デリバティブ

時価法

##### (c) 棚卸資産

・ 商品及び製品

総平均法による原価法 但し、個別注文生産品は個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

・ 仕掛品

総平均法による原価法 但し、個別注文生産品は個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

・ 原材料

総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

・ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、在外連結子会社については定額法によっております。

(b) 無形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいております。

(c) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(d) 使用権資産

リース期間に基づく定額法

③重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給対象期間に対応した支給見込額を計上しております。

(c) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

(d) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による要支給額を計上しております。

(e) 株主優待引当金

株主優待の支出に備えるため、当連結会計年度における支出見込額を計上しております。

(f) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(g) 納期遅延補償損失引当金

当社足利事業場における性能試験設備の不具合に伴う納期遅延により、顧客に対する補償金の支出に備えるため、当連結会計年度における支出見込額を計上しております。

#### ④重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

##### (a) 契約及び履行義務に関する情報

当社及び連結子会社の主な事業内容は、軸受機器事業、構造機器事業及び建築機器事業であります。各事業における主な履行義務の内容は、軸受機器、構造機器及び建築機器等の販売等となっております。顧客との契約に基づいて製品の製造をおこない、引渡しをおこなう義務を負っております。顧客へ製品を引渡した時点で製品への支配は顧客に移転し、当該履行義務が充足されることから、当該引渡時点で収益を認識しております。なお、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時に収益を認識しております。

##### (b) 取引価格の算定及び履行義務への配分額の算定に関する情報

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、又は、履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から一年以内におこなわれるため、重要な金融要素は含んでおりません。また、単一の履行義務としているため、取引価格の履行義務への配分額の算定は不要です。なお、当社及び連結子会社が顧客から受け取る対価は、値引き等の変動対価を含んでいる場合がありますが、顧客から受け取る対価が事後的に変動する可能性がある場合には、変動対価を見積り、その不確実性が解消される際に認識した収益の累計額に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で、収益に含めて処理しております。

#### ⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### (a) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は10年による定額法により翌期から償却しております。

過去勤務費用は10年による定額法により償却しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

##### (b) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1)担保に供している資産及び担保に係る債務
- ①担保に供している資産  
長期預金 20百万円
  - ②担保に係る債務  
支払手形及び買掛金 207百万円
- (2)有形固定資産の減価償却累計額 62,941百万円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	33,300	—	—	33,300
合計	33,300	—	—	33,300
自己株式				
普通株式(注)	3,894	1,165	963	4,096
合計	3,894	1,165	963	4,096

- (注) 1. 「株式給付信託(従業員持株会処分型)」再導入に伴い、当社は株式会社日本カストディ銀行(信託E口)へ自己株式774千株を売却しております。当該影響は、普通株式の自己株式の増加774千株、普通株式の自己株式の減少774千株として、上記株式数に含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加1,165千株は、単元未満株式の買い取りによる増加0千株、取締役会決議による自己株式の取得による増加294千株、「株式給付信託(BBT)」の取得による増加96千株、及び上記1.に記載の内容によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の減少963千株は、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」に係る株式会社日本カストディ銀行(信託E口)保有の当社株式売却による減少85千株、「株式給付信託(BBT)」に係る株式会社日本カストディ銀行(信託E口)への第三者割当による減少96千株、「株式給付信託(BBT)」の給付による減少7千株及び上記1.に記載の内容によるものであります。
4. 普通株式の自己株式の当事業年度末株式数には、「株式給付信託(BBT)」に係る株式会社日本カストディ銀行(信託E口)保有の当社株式185千株及び「株式給付信託(従業員持株会処分型)」に係る株式会社日本カストディ銀行(信託E口)保有の当社株式688千株が含まれております。

## (2) 配当に関する事項

### ① 配当金支払額

2025年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- (a) 配当金の総額 ……………1,416百万円
  - (b) 配当の原資 ……………利益剰余金
  - (c) 1株当たり配当額 ……………48円
  - (d) 基準日 ……………2025年3月31日
  - (e) 効力発生日 ……………2025年6月30日
- (注) 配当金の総額には「株式給付信託(BBT)」信託E口に対する配当金4百万円を含めております。

2025年11月7日の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- (a) 配当金の総額 ……………1,263百万円
  - (b) 配当の原資 ……………利益剰余金
  - (c) 1株当たり配当額 ……………42円
  - (d) 基準日 ……………2025年9月30日
  - (e) 効力発生日 ……………2025年12月5日
- (注) 配当金の総額には「株式給付信託(BBT)」信託E口に対する配当金7百万円及び「株式給付信託（従業員持株会処分型）」信託E口に対する配当金32百万円を含めております。

### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月29日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

- (a) 配当金の総額 ……………1,293百万円
  - (b) 配当の原資 ……………利益剰余金
  - (c) 1株当たり配当額 ……………43円
  - (d) 基準日 ……………2026年3月31日
  - (e) 効力発生日 ……………2026年6月30日
- (注) 配当金の総額には「株式給付信託(BBT)」信託E口に対する配当金7百万円及び「株式給付信託（従業員持株会処分型）」信託E口に対する配当金29百万円を含めております。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、運転資金については自己資金で賄うことを原則としております。

営業債権である受取手形及び売掛金に関わる顧客の信用リスクは、与信管理運営に関する内部ルールに沿って低減をはかっております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況の確認をおこなっております。

長期借入金については、すべて「株式給付信託（従業員持株会処分型）」に係るものであり、当該契約は変動金利のため金利の変動リスクを含んでおります。

デリバティブ取引は、為替相場の変動リスクを回避することを目的として実需の範囲で利用しており、投機的な取引はおこなわない方針としております。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券(※1)	8,188	8,188	—
資産計	8,188	8,188	—
長期借入金	1,447	1,447	—
負債計	1,447	1,447	—
デリバティブ取引(※2)	(130)	(130)	—

(※1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	466

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	8,188	－	－	8,188
資産計	8,188	－	－	8,188
デリバティブ取引 通貨関連	－	130	－	130
負債計	－	130	－	130

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	1,447	－	1,447
負債計	－	1,447	－	1,447

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当企業グループの信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 5. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当企業グループの売上高は、顧客との契約から認識された収益であり、当企業グループの報告セグメントを当社及び連結子会社の地域別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

		報告セグメント					その他 (注)	合計
		一般 軸受機器	自動車 軸受機器	構造機器	建築機器	計		
日本		13,024	11,632	11,235	5,765	41,659	1,791	43,450
海外	北米	645	5,546	—	—	6,191	—	6,191
	欧州	200	3,680	—	—	3,881	—	3,881
	中国	1,961	6,802	—	—	8,764	—	8,764
	アジア	117	6,558	—	—	6,675	—	6,675
	その他	—	—	—	—	—	—	—
海外		2,925	22,588	—	—	25,513	—	25,513
顧客との契約から生じる収益		15,949	34,221	11,235	5,765	67,172	1,791	68,964
その他の収益		—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高		15,949	34,221	11,235	5,765	67,172	1,791	68,964

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、伝導機器事業等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (2)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度（期首） (2025年4月1日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	4,432	4,653
売掛金	14,743	13,913
契約負債		
前受金	358	117

(注) 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は162百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の金額のうち、将来収益として認識されると見込まれる時期別の内訳は以下のとおりであります。なお、当初の予想契約期間が1年以内の契約については、以下の金額に含めておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年以内	3,892
1年超	2,125
合計	6,018

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,742円52銭

1株当たり当期純利益 171円77銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元強化および資本効率向上のため

(2) 自己株式の取得内容

①取得する株式の種類

当社普通株式

②取得株式の総数

1,000,000株 (上限)

③株式の取得価額の総額

2,500百万円 (上限)

④取得期間

2026年5月18日から2026年9月18日

⑤取得の方法

信託方式による市場買付

## 8. その他の注記

(追加情報)

(取締役及び執行役員に対する株式給付信託 (BBT) の導入)

当社は、2018年6月28日開催の第67回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、当社取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社取締役等の退任時となります。

連結貸借対照表に計上した本制度にかかる株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、412百万円(185千株)であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引の再導入)

当社は、2025年8月7日開催の取締役会決議に基づき、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下、「本制度」といいます。）を再導入しております。本制度は、「オイレス従業員持株会」及び「オイレスグループ従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下、「本信託契約」といいます。）を締結します（本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）。また、みずほ信託銀行株式会社は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。株式会社日本カストディ銀行は、信託E口において、本信託設定後5年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式をあらかじめ一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して当社株式を売却していきます。信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時までには、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者（従業員）に分配します。他方、当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

連結貸借対照表に計上した当該自己株式の帳簿価額は、1,448百万円（688千株）であります。総額法の適用により計上された借入金金の帳簿価額は、当連結会計年度末1,447百万円であります。

## 【計算書類】

### 株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,585	9,474	-	9,474	570	1,650	16,450	23,353	42,024	△7,743	52,339
当期変動額											
剰余金の配当								△2,679	△2,679		△2,679
当期純利益								4,527	4,527		4,527
自己株式の取得										△2,462	△2,462
自己株式の処分			101	101						1,930	2,031
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											-
当期変動額合計	-	-	101	101	-	-	-	1,848	1,848	△532	1,416
当期末残高	8,585	9,474	101	9,575	570	1,650	16,450	25,201	43,872	△8,276	53,756

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高		3,106	55,446
当期変動額			
剰余金の配当			△2,679
当期純利益			4,527
自己株式の取得			△2,462
自己株式の処分			2,031
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		522	522
当期変動額合計		522	1,938
当期末残高		3,628	57,385

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

##### ②関係会社株式

移動平均法による原価法

##### ③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ①商品及び製品

総平均法による原価法 但し、個別注文生産品は個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ②仕掛品

総平均法による原価法 但し、個別注文生産品は個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ③原材料

総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ④貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1

日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(5)引当金の計上基準

①貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給対象期間に対応した支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員（パートタイマー及び嘱託を含む）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は10年による定額法により、翌事業年度から償却しております。過去勤務費用は10年による定額法により償却しております。

⑤株主優待引当金

株主優待の支出に備えるため、当事業年度における支出見込額を計上しております。

⑥役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社株式等の給付に備えるため、当事業年度における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑦納期遅延補償損失引当金

当社足利事業場における性能試験設備の不具合に伴う納期遅延により、顧客に対する補償金の支出に備えるため、当事業年度における支出見込額を計上しております。

(6)重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

①契約及び履行義務に関する情報

当社の主な事業内容は、軸受機器事業及び構造機器事業であります。各事業における主な履行義務の内容は、軸受機器及び構造機器等の販売等となっております。顧客との契約に基づいて製品の製造をおこない、引渡しをおこなう義務を負っております。顧客へ製品を引渡した時点で製品への支配は顧客に移転し、当該履行義務が充足されることから、当該引渡時点で収益を認識しております。なお、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時に収益を認識しております。

②取引価格の算定及び履行義務への配分額の算定に関する情報

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、又は、履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から一年以上におこなわれるため、重要な金融要素は含んでおりません。また、単一の履行義務としているため、取引価格の履行義務への配分額の算定は不要です。なお、当社が顧客から受け取る対価は、値引き等の変動対価を含んでいる場合がありますが、顧客から受け取る対価が事後的に変動する可能性がある場合には、変動対価を見積り、その不確実性が解消される際に認識した収益の累計額に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で、収益を含めて処理しております。

(7) その他計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額  
38,034百万円

(2)保証債務

下記の会社の仕入債務について保証をおこなっております。

(株)リコーキハラ 7百万円

(3)関係会社に対する金銭債権・債務

貸付金以外の短期金銭債権 3,503百万円

短期貸付金 2,180百万円

長期貸付金 1,631百万円

借入金以外の短期金銭債務 540百万円

短期借入金 5,471百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高 10,792百万円

仕入高 5,332百万円

その他の営業取引 131百万円

営業取引以外の取引 2,372百万円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	3,894	1,165	963	4,096
合計	3,894	1,165	963	4,096

- (注) 1. 「株式給付信託(従業員持株会処分型)」再導入に伴い、当社は株式会社日本カストディ銀行(信託E口)へ自己株式774千株を売却しております。当該影響は、普通株式の自己株式の増加774千株、普通株式の自己株式の減少774千株として、上記株式数に含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加1,165千株は、単元未満株式の買い取りによる増加0千株、取締役会決議による自己株式の取得による増加294千株、「株式給付信託(BBT)」の取得による増加96千株、及び上記1.に記載の内容によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の減少963千株は、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」に係る株式会社日本カストディ銀行(信託E口)保有の当社株式売却による減少85千株、「株式給付信託(BBT)」に係る株式会社日本カストディ銀行(信託E口)への第三者割当による減少96千株、「株式給付信託(BBT)」の給付による減少7千株及び上記1.に記載の内容によるものであります。
4. 普通株式の自己株式の当事業年度末株式数には、「株式給付信託(BBT)」に係る株式会社日本カストディ銀行(信託E口)保有の当社株式185千株及び「株式給付信託(従業員持株会処分型)」に係る株式会社日本カストディ銀行(信託E口)保有の当社株式688千株が含まれております。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産	
賞与引当金	326百万円
貸倒引当金	0百万円
退職給付引当金	52百万円
退職給付信託	425百万円
投資有価証券評価損	56百万円
関係会社株式評価損	118百万円
未払事業税	63百万円
会員権評価損	13百万円
減損損失	414百万円
納期遅延補償損失引当金	425百万円
その他	295百万円
繰延税金資産小計	2,193百万円
評価性引当額	△558百万円
繰延税金資産合計	1,634百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△288百万円
その他有価証券評価差額金	△1,595百万円
繰延税金負債合計	△1,883百万円
繰延税金負債の純額	△249百万円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

### (2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

### (3) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	オイレス東日本販売(株)	20百万円	軸受機器等の販売	100	—	仕入先並びに販売先及び代理店	製品の販売 CMSによる借入	1,959 —	売掛金 短期借入金	1,111 1,492
子会社	ユニプラ(株)	78百万円	軸受機器、構造機器等の製造販売	100	—	仕入先並びに販売先	CMSによる借入	—	短期借入金	892
子会社	オイレスECO(株)	200百万円	建築機器の製造販売	100	—	販売先	CMSによる借入	—	短期借入金	2,165
子会社	Oiles America Corp.	2,200千米ドル	軸受機器等の製造販売	100	—	仕入先並びに販売先	資金の回収 資金の貸付	2,019 940	短期貸付金 長期貸付金	1,050 92
子会社	Oiles Deutschland GmbH	51千ユーロ	軸受機器等の販売	100	—	仕入先並びに販売先	資金の回収 資金の貸付	1,221 1,083	短期貸付金	1,100
子会社	Oiles India Private Limited	800百万ルピー	軸受機器等の製造販売	100 (0.1)	—	仕入先並びに販売先	資金の回収 資金の貸付	— 1,420	長期貸付金	1,415

- (注) 1. 仕入・販売については、市場価格を勘案して交渉のうえ決定しております。  
 2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利等を参考に決定しております。  
 3. CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）については、取引が反復的におこなわれているため、取引金額は記載しておりません。  
 4. 議決権等の所有割合の( )内は間接所有割合で内数であります。

## 7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「5.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

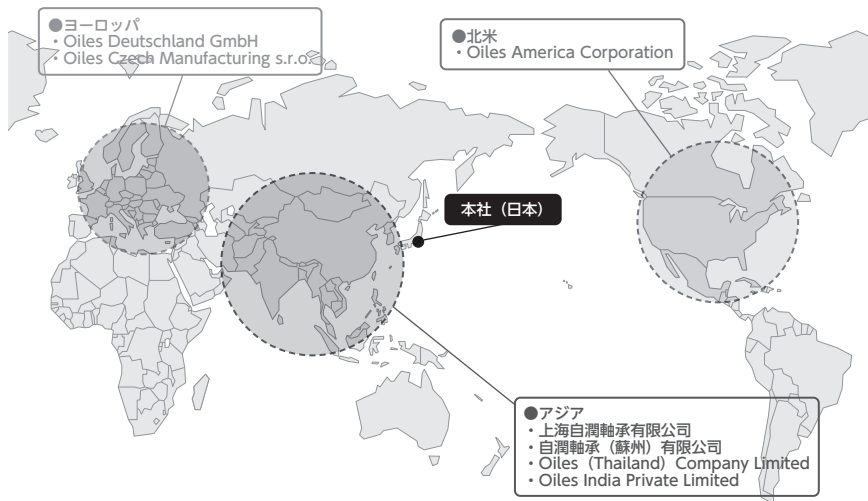
1株当たり純資産額	1,964円98銭
1株当たり当期純利益	155円24銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「7. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# オイレスネットワーク

## ◆海外



## ◆国内

### 本社／生産拠点

- ・本社／藤沢事業場 (神奈川)
- ・滋賀工場 (滋賀)
- ・大分工場 (大分)
- ・足利事業場 (栃木)

### 関係会社

- ・オイレスECO(株) (東京)
- ・オイレス西日本販売(株) (大阪)
- ・オイレス東日本販売(株) (東京)
- ・(株)免震エンジニアリング (東京)
- ・ユニプラ(株) (埼玉)
- ・(株)リコーキハラ (新潟)
- ・ルービィ工業(株) (福島)
- ・オーケー工業(株) (滋賀)

### 地域別従業員構成比

